

申請から交付までの流れ



申請期間 令和8年 11月2日(月) ▶ 令和8年 12月28日(月)

Q&A

- Q1 上乗せ分の報奨金の判定について、対象期間（前年10月1日～9月30日）の全期間に在籍している利用者のみ対象になるのですか？
A1 全期間に在籍していた方が対象となります。
なお、要介護度が改善した結果、基準日前に退所となった方も含みます。
- Q2 上乗せ分の報奨金の判定について、対象期間に在籍していますが、その間に1度も利用していない方は対象になりますか？
A2 要介護度が改善した結果、基準日前に退所となった場合を除き、期間中に少なくとも毎月1回はサービスを利用していることを要件とします。
- Q3 「基礎分の報奨金の交付は、同一事業所につき3回（3年）を上限としています。」とありますが、4回（4年）目以降は申請できないのですか？
A3 基礎分の報奨金の交付は、同一事業所につき3回（3年）までとなります。
4回（4年）目以降は基礎分の報奨金を申請することはできませんが、上乗せ分（維持・改善）の交付要件を満たす場合は申請可能です。その場合は、10万円または15万円の報奨金を交付します。

ホームページのご案内

福岡市ホームページでは、事業の概要や報奨金交付要綱を掲載しています。
また、令和8年8月に実施しました「ADL 維持等加算の算定に向けた実務研修」のアーカイブ動画を、令和8年10月以降に掲載予定です。



お問合せ先

〒810-8620
福岡市中央区天神1-8-1

福岡市福祉局高齢社会部 介護保険課
（重度化防止推進担当）

TEL: 092-733-5452

FAX: 092-726-3328

MAIL: kaigohoken.PWB@city.fukuoka.lg.jp

ADL維持等加算の 取得を応援します

令和8年10月1日時点でADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を
算定している介護事業所に、**報奨金**を交付します。

ADL 維持等加算取得促進事業

受け取れる報奨金の上限

最大 **25万円**



申請期間

令和8年 11月2日(月)～令和8年 12月28日(月)

※申請書やオンライン申請フォームは、
10月下旬に福岡市のホームページで公開予定です。

福岡市では、介護事業所における重度化防止の取組みを支援するため、令和8年度から新たに「ADL維持等加算」を取得している介護事業所に、報奨金を交付します。

対象事業所

福岡市内で、以下のいずれかの対象サービスを提供していること

対象サービス

- 介護老人福祉施設
- 通所介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型通所介護
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護

基準日
10月1日

基準日時点(10月1日)で、ADL維持等加算(I)又は(II)を算定していること

※ 同一年度にふくおか元気向上チャレンジの報奨金の交付を受けている事業所は申請できません

※ 前年度4月1日以降に、勧告以上の行政指導又は行政処分を受けている事業所は申請できません

報奨金について

報奨金は、ADL維持等加算の算定に対する「基礎分」と、要介護度の維持・改善の状況に応じた「上乗せ分」で構成されています。

1 報奨金の金額		
基礎分	10月1日時点でADL維持等加算(I)又は(II)を算定している場合	10万円
上乗せ分(維持)	要介護度の維持と判定された場合	10万円
上乗せ分(改善)	要介護度の改善と判定された場合	15万円

※ 基礎分の報奨金の交付は、同一事業所につき3回(3年度)を上限としています。
上乗せ分(維持・改善)の報奨金には、交付回数の上限はありません。

最大25万円

上乗せ分(維持)
10万円

基礎分
10万円

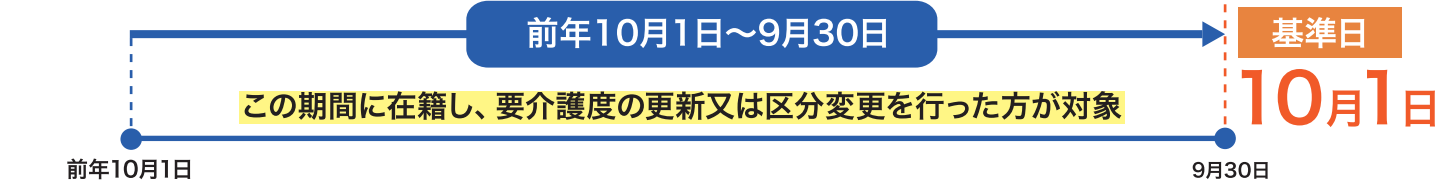
上乗せ分(改善)
15万円

基礎分
10万円

2 上乗せ分の判定

判定対象者

基準日の前年10月1日から基準日の前日(9月30日)までに在籍している利用者のうち、この期間中に要介護認定の更新又は区分変更を行った方を対象に判定します。
また、基準日前に要介護度が改善し、退所となった方も含みます。



判定方法

STEP1

要介護度を数値化します

自立	=0
要支援1	=1
要支援2・要介護1	=2
要介護2	=3
要介護3	=4
要介護4	=5
要介護5	=6

STEP2

要介護度変化値を計算します

直近の数値
-
前回の数値
=
要介護度変化値

STEP3

判定対象者全員の要介護度変化値を合計します

利用者	直近	前回	要介護度変化値
利用者A	要介護2	要介護4	3-5=-2
利用者B	要介護4	要介護3	5-4=1
利用者C	要介護4	要介護2	5-3=2
合計 (-2) + 1 + 2 = 1			

STEP4

経年変化値を計算し、全員分を合計します。

前回の認定から今回の認定の期間(年) × 0.1 = 経年変化値

利用者	前回の認定から今回の認定の期間	経年変化値
利用者A	4年	0.4
利用者B	4年	0.4
利用者C	3年	0.3
合計		1.1

上乗せ分の判定方法

- 要介護度変化値の合計が「1」なので「0」以上
- 要介護度変化値の合計が経年変化値の合計以下

STEP3
要介護度変化値の合計

1

STEP4
経年変化値の合計

1.1

判定結果
維持 20万円

上乗せなし

要介護度変化値の合計 > 経年変化値の合計

データがない対象者がいない等により判定不可

10万円

上乗せ分(維持)

0 ≤ 要介護度変化値の合計 ≤ 経年変化値の合計

20万円 (10万円+10万円)

上乗せ分(改善)

0 > 要介護度変化値の合計

25万円 (10万円+15万円)